

株式会社北洋銀行
脱炭素インパクトファイナンス
フレームワーク

2026 年 7 月 2 日

1. 北洋銀行のサステナビリティ

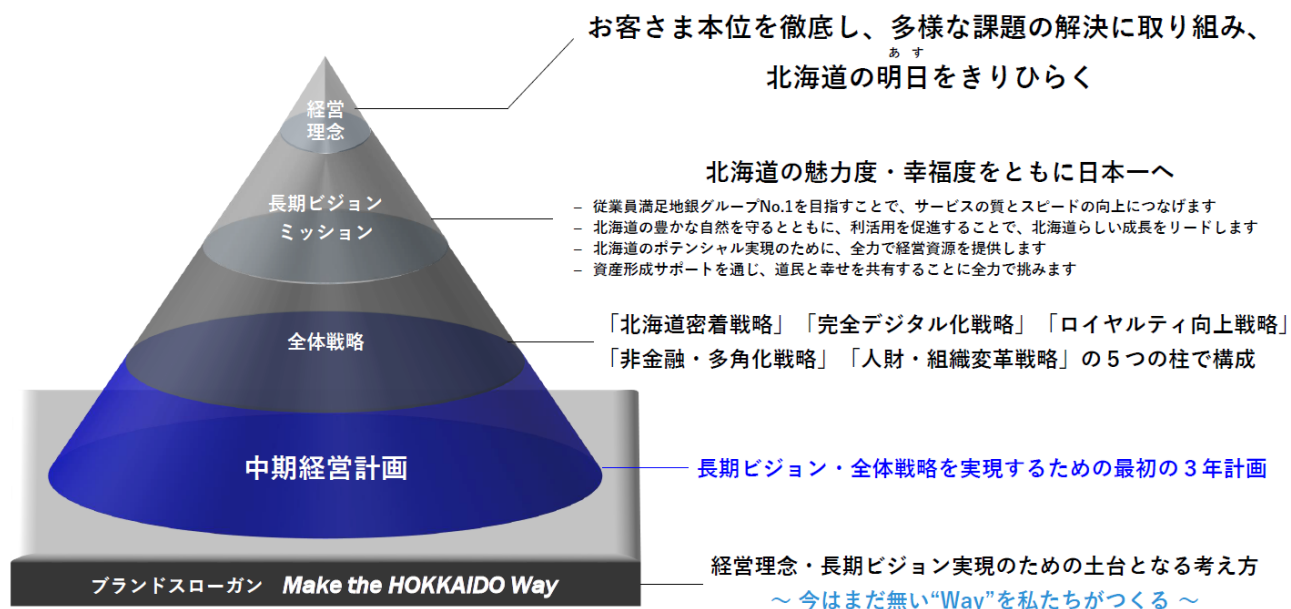
(1) 経営理念・長期ビジョン等

北洋銀行グループ(以下、「当行グループ」という。)は2020年4月に、人口減少の進展や地域産業が直面している問題等厳しさを増す環境を見据え、職員一人ひとりが果たすべき役割とそれを通じて北海道の未来に貢献する使命を明確にするため、経営理念を「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取組み、北海道の明日(あす)をきりひらく」へと刷新しました。

また、2025年度に“2035年に向けた長期ビジョン”を策定しました。当行グループが営業基盤とする北海道は、人口減少が進む一方で、強みとされる食や農業、観光産業の発展に加え、次世代半導体プロジェクトやグリーントランスフォーメーションの具体的進展、宇宙産業の投資増加など、産業構造の変革への節目にあります。また、当行グループを取り巻く環境も、デジタル化や脱炭素化など、刻一刻と変化しており、対応すべき課題は複雑化かつ高度化しています。このような環境下において、当行グループは経営理念である「北海道の明日をきりひらく」を実践し、北海道が日本中を牽引する地域にしたいと考え、その実現のために、2035年までに「北海道の魅力度・幸福度をともに日本一」とする長期ビジョン・4つのミッションを策定しました。

加えて、2025年12月にブランドスローガン「Make the HOKKAIDO Way」を策定しました。当行グループ役員一人ひとりが持つべき気概と心構えを明確に示すことで組織全体の結束力を高めるとともに、お客さまや地域の皆さまとともに北海道の明るい未来を創っていきます。

■理念体系

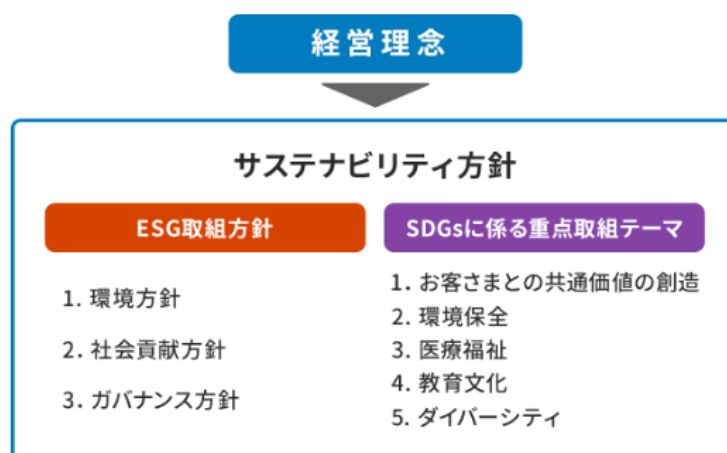


(2) サステナビリティ方針

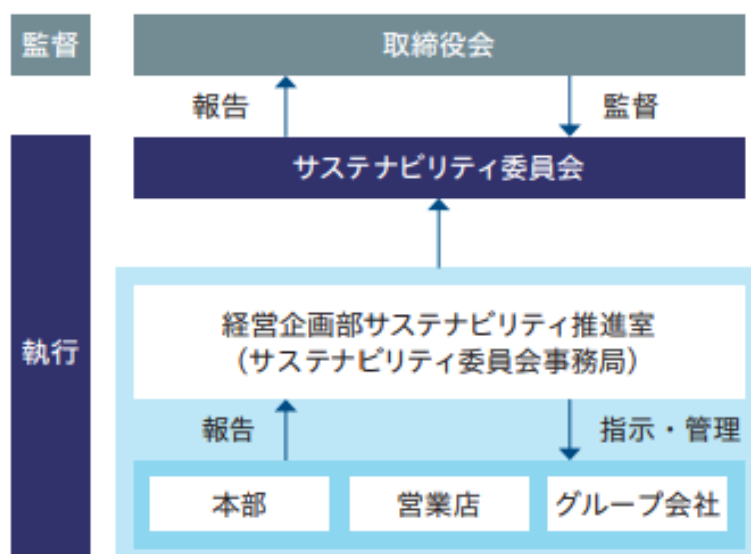
北洋銀行(以下、「当行」という。)は2021年5月にサステナビリティ方針を策定し、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めています。本方針のもと、環境・社会・ガバナンスに係る「ESG 取組方針」、5項目からなる「SDGsに係る重点取組テーマ」、「環境・社会に配慮した投融資方針」、「北洋銀行グループ人権方針」を掲げ、様々な活動に取り組んでいます。

サステナビリティ経営への取組み強化を目的として、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ方針に基づき、サステナビリティにおける課題の洗い出しとそれに対する施策展開、年度毎のサステナビリティ取組方針の制定ならびに気候変動や生物多様性などの「環境保全」、人財育成などの「人的資本」に関する施策・方針、取組状況などについて協議・決議を行っています。決議事項等は取締役会へ報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整備しています。

■サステナビリティ方針



■サステナビリティ経営体制



また、2024 年 12 月にサステナビリティに関するマテリアリティを特定しました。北海道は GX 関連事業に加えて、次世代半導体産業の進出など産業構造に変革をもたらす大きなチャンスが訪れています。北海道経済に効果を波及させていくためには、企業誘致や道内企業の事業領域拡大、地元企業とのビジネスマッチングといった支援が必要です。一方で、人口減少や少子高齢化、人手不足、原材料・エネルギー価格の高騰、脱炭素化社会の実現に向けたお客さまの意識改革が進んでいない等の多くの課題もあります。当行グループは長期ビジョンの実現と北海道の課題に対応するため、地域とお客さまの課題を解決し、北海道の持続的な成長に貢献していくことを目指しています。

■マテリアリティ

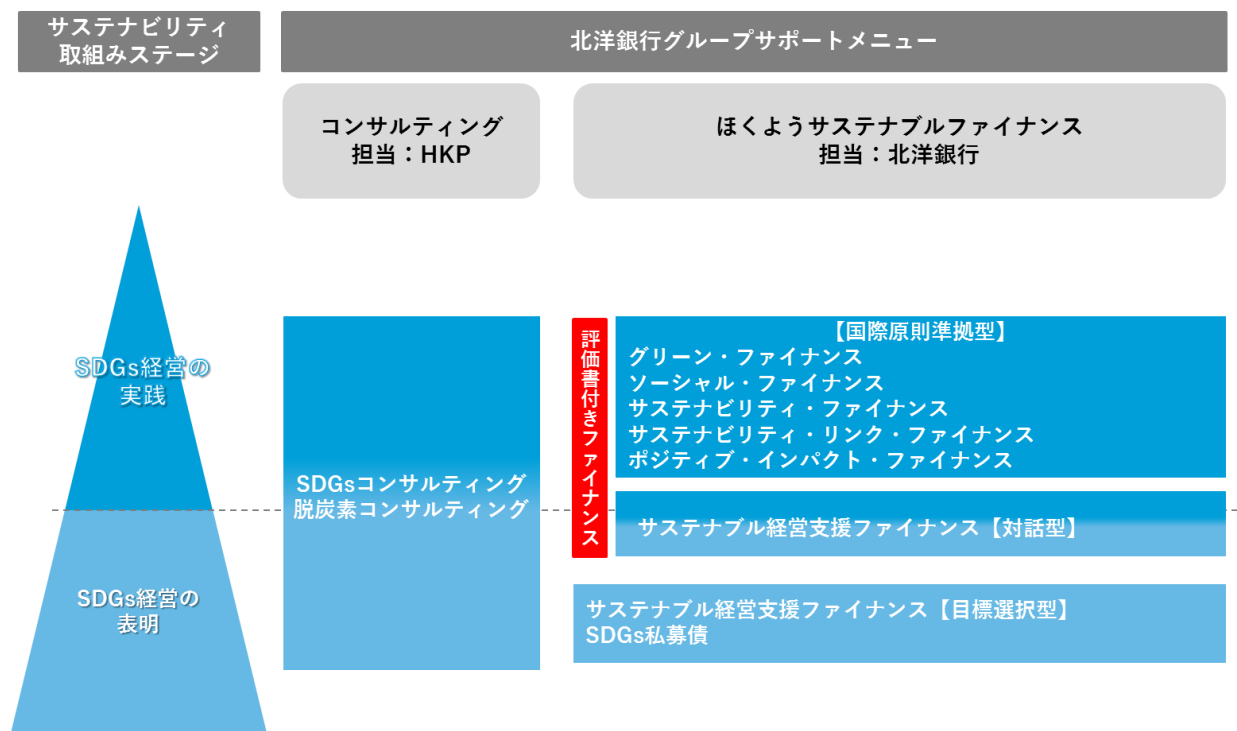
マテリアリティ	機会とリスク		主な取組み	関連ゴール
北海道の成長ドライバーである食や観光のブランド力強化に向けた支援	機会	基幹産業である食と観光の回復	・食関連事業者の販路拡大、商談機会の提供 ・地域の観光施策立案サポート	
	リスク	原材料・エネルギー価格高騰、人手不足・人件費増加		
半導体・GXなど成長分野に対するサポート	機会	GXの導入ポテンシャル、半導体産業の進出、デジタル産業の集積、安定的なエネルギー供給体制確立	・半導体関連事業者のサプライチェーン構築支援 ・洋上風力発電事業者と洋行取引先のマッチング支援	
	リスク	人手不足・人件費増加、産業別構成で製造業が低い		
地域企業の持続的成長に向けたサポート	機会	コロナ禍で疲弊した道内企業への支援、外国人労働者の増加、スタートアップへの支援策拡充	・事業承継プランニング等のソリューション提供 ・商談会等による販路拡大支援	
	リスク	原材料、エネルギー価格高騰、事業承継、倒産件数の増加、業務プロセス見直し、災害時の業務継続		
人生100年時代へのサポート	機会	資産所得増進プラン、所得含めた労働環境の改善、就業・就労機会の拡大	・ライフステージに応じた商品とサービスの提供 ・金融経済教育への取組み	
	リスク	人口減少・少子高齢化、物価高騰		
ダイバーシティの推進	機会	安心して働ける職場環境整備の拡充、就業・就労機会の拡大	・女性管理職比率の向上 ・有給休暇取得率平均日数の向上 ・人的資本経営コンサルティングサービスの提供	
	リスク	多様な人材の価値観、知識、経験、スキル等が発揮されず、エンゲージメントやモチベーションが低下する		
脱炭素化社会の実現	機会	GXの導入ポテンシャル、脱炭素への対応	・サステナブルファイナンスの推進 ・お客さまの脱炭素化社会への移行支援	
	リスク	原材料・エネルギー価格高騰、大規模自然災害リスクへの対応		
北海道のネイチャーポジティブへの貢献	機会	雄大な自然・多様な生物などの観光資源	・北海道の生物多様性保全・回復に向けた取組み ・シナリオ分析対象業種の拡大	
	リスク	自然資本からの恩恵の減少、気候変動・災害被害の拡大		
DX活用による北海道の生産性向上への支援	機会	デジタル産業の集積、デジタル技術の活用による生産性向上	・お客さまのデジタル化支援	
	リスク	原材料・エネルギー価格高騰、人手不足・人件費増加		
新産業創出や既存産業の活性を通じて道外・海外から就業・就労化を呼び込むとともに、地域を支える産業の担い手育成への貢献	機会	法改正（育成就労法）による海外人材の労働環境改善、次世代半導体、GX産業の進出、海外人材確保の難しさの高まり	・北海道の人手不足への対応 ・外国人人材の確保・育成	
	リスク	賃金格差による道外への労働力流出、賃金・待遇差による海外労働力獲得競争での劣後、札幌以外の地域における人手不足深刻化		
職員が働きがいを感じる職場の実現	機会	人材の成長、エンゲージメントの向上、優秀な人材の確保と定着	・処遇の納得性向上 ・自律的なキャリアの選択と成長機会の提供 ・従業員エンゲージメントの向上	
	リスク	人材不足、モチベーションの低下		

(3) サステナブル経営支援

当行グループは、北海道に根差した地域金融機関として、お客さまとともに北海道の持続可能な成長に貢献することを目指しています。昨今、自社の目先の利益だけでなく、自社の事業活動が中長期的に環境・社会に与える影響を考えながら、企業の成長とともに持続可能な社会の実現を目指そうとする「サステナビリティ」の視点を、企業経営に取り入れようとする動きが活発になっています。環境や社会課題の解決に向けたアクションは、大企業等の特定の事業者だけが対応するものではなく、多くの中堅・中小事業者においても対応していく必要があるものと認識しています。

お客さまのサステナビリティの取組みを支援するため、サステナビリティに関する取組状況やニーズに合った、ソリューションやファイナンスをオーダーメイドで支援しております。これから取組みを始めるお客さまから、すでに取組みを始められているお客さままで、幅広いニーズに対応できるよう各種商品のラインアップ拡充に取り組んでいます。

■サステナブル経営支援メニュー



2. 脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」

(1) 当行グループの脱炭素に関する取組み

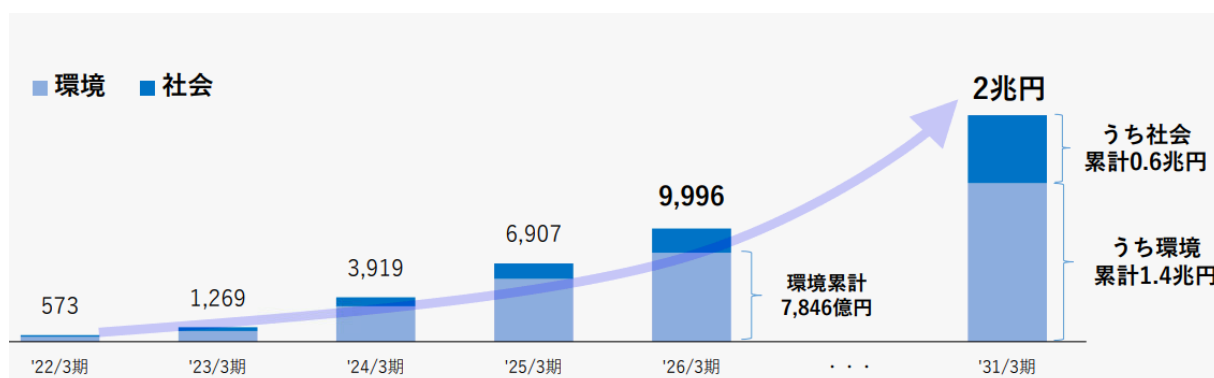
当行グループは、「脱炭素化社会の実現」をマテリアリティの一つと特定しており、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同して、気候リスク・機会の分析と情報開示を進めています。ガバナンス面ではサステナビリティ委員会が設置され、脱炭素に関する方針や進捗を定期的に協議する体制を構築しています。

具体的な取組みとしては、気候変動への対応として脱炭素化社会への移行等を支援する「サステナブルファイナンス」の2021年度～2030年度までの累計実行目標を2兆円(うち環境関連1.4兆円)としており、金融を通じて地域産業のGX(グリーントランスフォーメーション)を推進していきます。

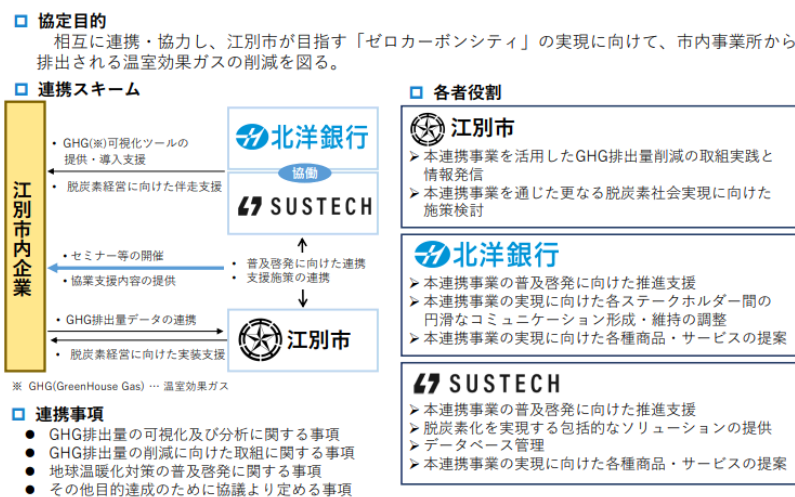
また、地域連携による気候変動への対応もすすめており、自治体や企業と協働して地域脱炭素を推進しています。これまでに、恵庭市、小樽市、江別市をはじめ、道内14自治体(2026年4月末現在)と連携し、GHG排出量可視化やカーボンクレジット創出の取組みを共同で進めています。

当行グループでは、地域経済の成長とカーボンニュートラルを両立することで、持続的な社会の実現を目指しています。

■サステナブルファイナンス累計実行額



■自治体との連携(一例)

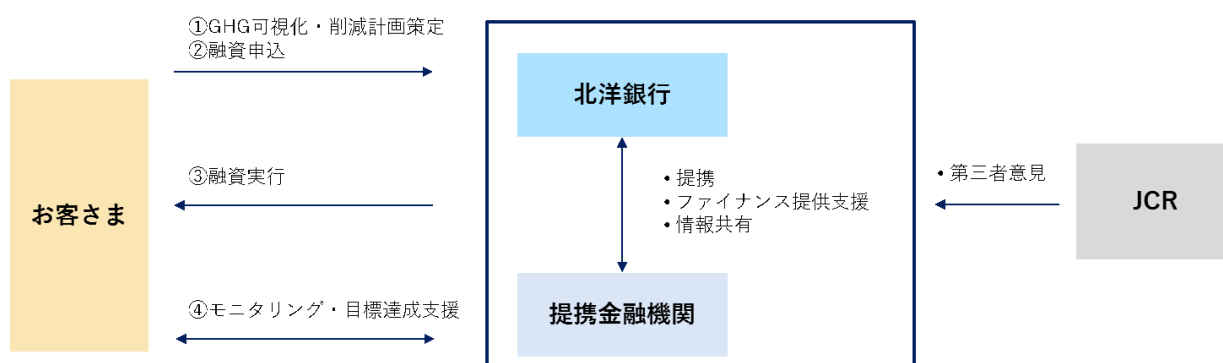


(2) 脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」の目的・スキーム

脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」(以下、「本商品」という。)は、企業における GHG 排出量の「可視化」、「削減計画策定」、および「削減実行」を支援し、地域の脱炭素を推進することを目的としています。直近事業年度における企業の GHG 排出量をベースとして削減目標を設定し、毎年のモニタリングを行うとともに、モニタリング時に削減ソリューションを提案することで、企業の気候変動対策を促進していくことを目指しています。また、当行が提携する金融機関も、単独で同じ商品を取扱うことができる枠組みを構築しています。

本商品のフレームワークは、環境省の定める「インパクトファイナンスの基本的考え方」に適合するように策定され、適合性について第三者機関である株式会社日本格付研究所(以下、「JCR」という。)から第三者意見を取得しています。

■スキーム



(3) インパクトファイナンスの基本的考え方について

インパクトファイナンスは、投融資において環境・社会・経済へのインパクトを追求する多様な動きのうち、ESG 金融の発展形として適切なリスク・リターンを追求するものです。環境省の定める「インパクトファイナンスの基本的考え方」においては、以下①～④の要素を満たすものとされており、この定義は、UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」(2017)や GIIN の「インパクト投資」の定義、IMP の考え方等を基礎として本文書の趣旨に沿ってまとめられたものをいいます。

要素 1

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素 2

インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素 3

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素 4

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

■インパクトファイナンスの定義

① 要素 1

本商品は、当行および提携金融機関が、道内の中堅・中小企業に対し、脱炭素経営の取組みを促していく設計です。企業における脱炭素経営は、①GHG 排出量の「可視化」、②「削減計画策定」、③「削減実行」のステップが考えられますが、企業のニーズに合わせ、GHG 可視化支援や削減目標の設定、および、削減施策に関する提案や関連企業の紹介等を行うことで、当行が脱炭素経営を伴走する仕組みを構築しています。これにより、企業は脱炭素化によるランニングコストの削減や企業の競争力向上等のメリットを享受するとともに、地域社会の GHG 削減につながり、ポジティブなインパクトの創出を意図しています。

また、本商品では借入人の GHG 排出量や削減目標の進捗状況に対し、毎年のモニタリングを行うとともに、モニタリング時に削減ソリューションを提案することで、企業の気候変動対策を促進していくことを目指しています。

本商品の提供にあたっては、借入人における脱炭素経営の取組状況を確認のうえ、顧客提案の前にホームページやヒアリングを行い、対象企業のサステナビリティ全般に関し、法令違反の有無や重大なネガティブインパクトの有無などを確認する運営としています。

以上より本商品は重大なネガティブインパクトについても適切に緩和、管理された設計になっています。

② 要素 2

本商品は、当行および提携金融機関が借入人の GHG 排出量および削減目標を把握のうえ取組み状況を評価し、融資期間を通じて毎年のモニタリングを行うことで、継続的なインパクト創出を企図しています。

③ 要素 3

借入人に対しては、当行および提携金融機関が毎年のモニタリング結果および削減施策に関する提案を行うことで、インパクト評価を還元します。また、本商品を行った企業の全体的な傾向および取組みの進展状況の推移等についてウェブサイトにおいて情報開示を行います。

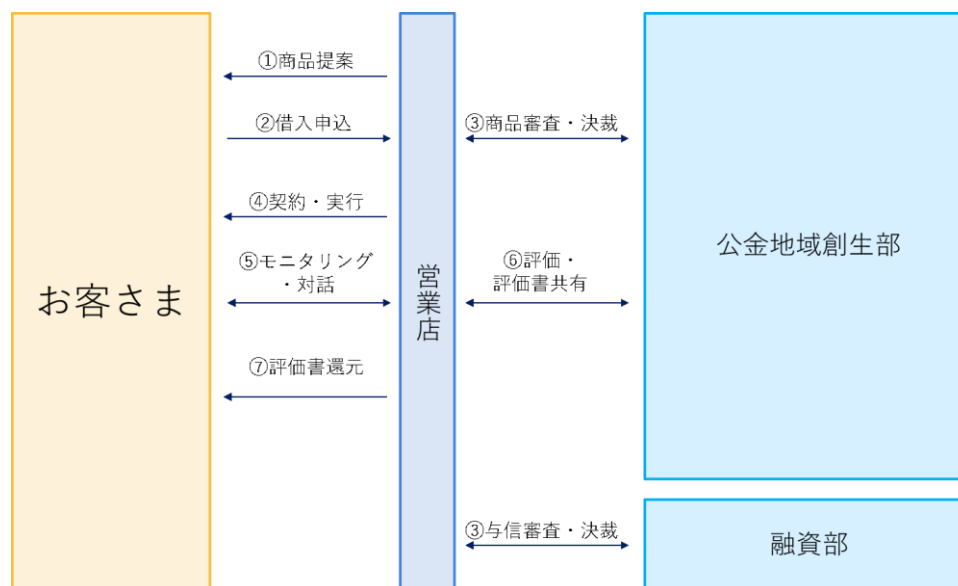
④ 要素 4

本商品は、当行および提携金融機関が通常の貸出業務と同様に貸出審査によりリスク判断を行いつつ、本商品による貸出収益および貸出に付随する収益(商品組成手数料等)により採算を確保するように努めます。また、本商品を通じたリレーション強化を図り、非金融サービスについても各金融機関が提供し、リターンを確保していきます。

(4) 本商品の主な概要

商品名(仮称)	脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」
対象先	道内企業(中堅・中小企業)
取扱条件	借入人はGHG排出量の実績および削減の取組状況を金融機関に報告する
モニタリング指標	以下を参考に設定した借入人のGHG排出量削減目標 A.北海道が定める設定水準 B.借入人の本社所在地が位置する自治体の設定水準
第三者意見	インパクトファイナンスの基本的考え方

(5) 当行の実務フロー



項目	対応部店	内容
①商品提案	営業店	- 顧客が本商品の対象先であることを確認し提案する - 顧客のサステナビリティ全般において、ネガティブな事象が発生していないかを面談や HP 等により確認する
②借入申込	営業店	GHG 排出量の可視化および削減計画が策定されていることを確認し、借入申込みを受ける
③商品決裁 与信審査	公金地域創生部 融資部	- 公金地域創生部は取扱条件を確認し商品決裁を行う - 融資部は与信判断を行う
④契約・実行	営業店	融資契約書にモニタリング条項を記載し契約・ローン実行を行う
⑤モニタリング・ 対話	営業店	GHG 排出量の実績確認や削減に対する取組み、提案など対話を行い、「モニタリングシート」を作成する
⑥評価・ 評価書共有	営業店 公金地域創生部	- 公金地域創生部は必要に応じて顧客と面談等を行い、顧客の取組みを評価し評価書を完成させる(評価に際しては、公金地域創生部が独立して実施する) - 営業店は、評価書を顧客に還元する

(6) 金融機関との連携

本商品は、地域脱炭素におけるインパクトを創出することを目的として、当行が提携する金融機関も単独で同じ商品を取扱うことができる枠組みを構築しています。本商品の取り扱いを希望する金融機関がある場合、対象となる金融機関のサステナビリティ方針、業務体制、顧客に対する脱炭素経営の支援メニューなどを確認し、業務提携を締結します。また、提携金融機関に対し、本商品の仕組み、コンセプト、取扱方法、エンゲージメント、レポートニング方法などを共有します。

① 業務提携の検討

当行は、提携を検討している金融機関と以下について対話を実施し、業務提携の可否を判断します。

- サステナビリティや SDGs に関する取組方針や体制
- 顧客に対する脱炭素の支援体制および支援メニュー・実績
- 商品取扱体制(営業店、本部における推進・管理体制)

② 本商品の説明

当行は、提携を検討している金融機関に対し、以下を提供することで本商品の取り扱いを支援します。これにより、提携を検討する金融機関についても、インパクトファイナンスの基本的考え方に適合した本商品の取り扱いが可能となります。

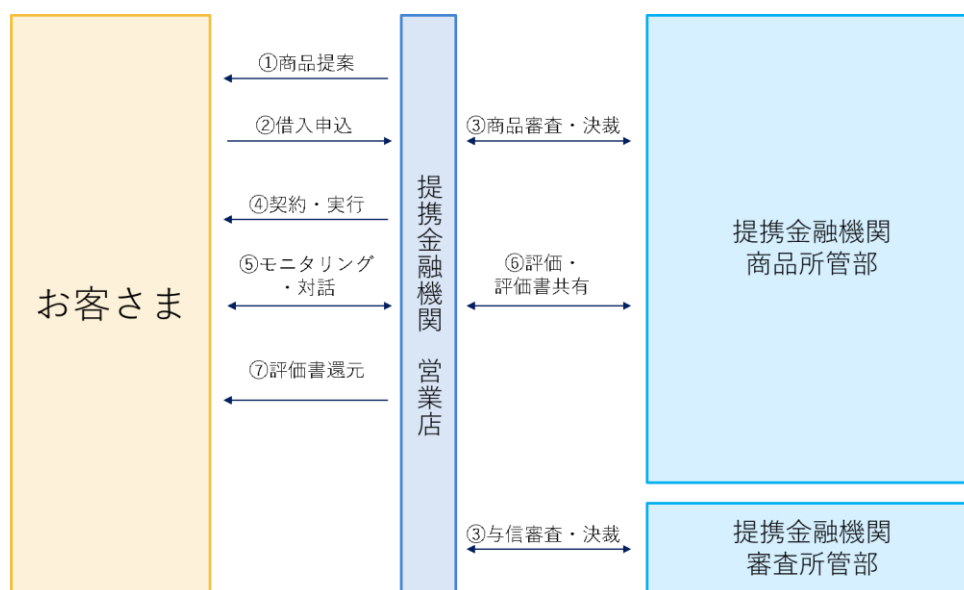
- 商品取扱資料(商品の仕組み、コンセプト、モニタリング、評価、レポートニング方法等)
- 各種帳票

③ 業務提携

当行と提携を検討する金融機関が提携をします。

④ 提携金融機関における事務フロー

提携金融機関における事務フローは以下の通りです。



項目	対応部店	内容
①商品提案	営業店	・ 顧客が本商品の対象先であることを確認し提案する ・ 顧客のサステナビリティ全般において、ネガティブな事象が発生していないかを面談や HP 等により確認する
②借入申込	営業店	・ GHG 排出量の可視化および削減計画が策定されていることを確認し、借入申込みを受ける
③商品決裁 与信審査	商品所管部 審査所管部	・ 商品を所管する部署は取扱条件を確認し商品決裁を行う ・ 審査を所管する部署は与信判断を行う
④契約・実行	営業店 商品所管部	・ 融資契約書にモニタリング条項を記載し契約・ローン実行を行う
⑤モニタリング・ 対話	営業店	・ GHG 排出量の実績確認や削減に対する取組み、提案など対話を行い、「モニタリングシート」を作成する
⑥評価・ 評価書共有	営業店 商品所管部	・ 商品を所管する部署は必要に応じて顧客と面談等を行い、顧客の取組みを評価し評価書を完成させる(評価に際しては、商品を所管する部署が独立して実施する) ・ 営業店は、評価書を顧客に還元する

(7) 評価・情報開示

当行および提携金融機関は、評価内容について以下の通りウェブサイト上で情報開示を行う予定です。また、当行は、提携金融機関における取り組み状況を確認し、本商品全体の評価および情報開示を実施する予定です。

① 評価指標

- GHG 総排出量(SCOPE1・2)
- GHG 総排出削減率

② 情報開示

- GHG 総排出量(SCOPE1・2)
- 目標達成件数
- GHG 総排出量削減率
- 取り組み状況

(8) 商品の見直しについて

本商品は、必要と判断される場合には随時フレームワークの見直しを行うこととします。実務的には、定期的に当行内でフレームワークの見直し可否を協議し、協議結果を外部評価機関に対し報告します。外部評価機関より指摘がある場合には、見直し可否に関する協議を行うこととします。

以 上